

令和5年度島根県新型コロナウイルス感染症対策設備整備費補助金交付申請書の提出について

【留意事項】

(1) 補助対象経費

令和5年度の補助対象経費については、「島根県新型コロナウイルス感染症対策設備整備費補助金交付要綱」のすべてとします。(別紙参考に記載)

(2) 補助対象期間

令和5年4月1日～令和5年9月30日

※令和5年9月30日までに納品等が間に合わない場合、補助金のお支払いはできません。

(3) 補助要件

下記に該当する場合のみ申請可能です。

	事業区分	補助要件	確認書類
1	入院 医療機関	令和3年度以降に新型コロナウイルス感染症患者を1回でも受け入れした実績があり、かつ、G-MIS上に実績及び受入可能病床数等の入力を行っていること	診療報酬明細書(写) ※PCR検査等を行ったことがわかる項目を提出してください ※該当者1名分にかまいません ※個人情報部分は黒塗りして提出ください
2	外来対応 医療機関	令和3年度以降に新型コロナウイルス感染症患者又は疑い患者(※1)を1回でも受け入れした実績があること	診療報酬明細書(写) ※PCR検査等を行ったことがわかる項目を提出してください ※該当者1名分にかまいません ※個人情報部分は黒塗りして提出ください
3	救急・周産期・小児医療体制確保事業	令和3年度以降に新型コロナウイルス感染症疑い患者(※1)を1回でも受け入れした実績があること	診療報酬明細書(写) ※PCR検査等を行ったことがわかる項目を提出してください ※該当者1名分にかまいません ※個人情報部分は黒塗りして提出ください
4	外来対応 医療機関 確保事業	令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関(5月7日以前は診療・検査医療機関)の指定を受けていること	特になし ※指定されているかは、県で確認します

※1 発熱や咳等の症状を有している者のうち、PCR検査・抗原検査キットによる検査を行った者

#### (4) 提出書類

- ①交付申請書（様式第2号）
- ②経費所要額調書（様式2号関係 別紙1、別紙1-2）
- ③添付書類（見積書の写し、カタログ、新型コロナウイルス感染症患者又は疑い患者を診察した実績がわかる書類）
- ④歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
- ⑤口座振替申出書 ※県からの入金がない場合又は口座変更等がある場合

※ 県ホームページより必要なファイルをダウンロードのうえ、誤りが無いよう記入してください。【トップ> 医療・福祉> 薬事・衛生・感染症> 感染症> その他感染症> 新型コロナウイルス感染症> 新型コロナウイルス感染症対策設備整備費補助金】

（<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/yakuji/kansensyo/other/shingatacoronasetsubi.html>）

※「外来対応医療機関」におかれては、「外来対応医療機関向け申請書作成ファイル」をご活用いただくと、外来対応医療機関設備整備事業の申請に必要な書類の作成ができます。

※提出書類⑤「口座振替申出書」について、県からの支払実績がある場合は、すでに県のシステムに登録がありますので提出不要です。

これまで県からの支払実績がない場合や、支払実績がある場合でも口座変更が必要な場合は、提出をお願いします。

※申請者（代表者職氏名）と口座名義が同一となるようにしてください。

※申請書類の押印は不要ですので、メールでご提出いただけます。

ただし、添付書類の枚数が多くなる場合、添付書類については紙媒体でのご提出をお願いします。

#### (5) その他

- ① 予算に限りがあるため、調整させていただく場合があります。
- ② ご不明な点がある場合は、以下のQ&Aをご確認ください。  
Q&Aで確認ができない場合は担当者までご連絡をお願いいたします。

#### (6) 提出期限

令和5年7月31日（月）

※一旦、締切日を設けますが、締切後に申請をされたい場合は、ご相談ください。

#### (7) 提出方法・提出先

①メール：kansan-hojyokin@pref.shimane.lg.jp

②郵 送：〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県健康福祉部感染症対策室 総務広報スタッフ 担当：増田あて